

## ⚠️ 震災に便乗した悪質商法に注意 ⚠️

地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者等を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が多く寄せられます。能登半島地震関連でも、1,034件もの相談がされています。

(2024年4月25日までのP I O - N E T 登録分)

### 事例1

- ◆見た目では自宅に被害はないが、訪問してきた工業者に「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ」と言われた。

### 事例2

- ◆「保険金を使えばタダで住宅修理ができる」と言われた。

### 事例3

- ◆市役所を名乗り義援金を集めると訪問された。



## トラブルに遭わないために

- ◆住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談した上で慎重に契約しましょう。  
**高齢者の一人暮らしは特にご注意!!**
- ◆「保険金使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- ◆公的機関が電話や訪問等で義援金を求めることはありません。  
募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。



## クイズで学ぼう！消費生活のキホン（問い）



高知県立消費生活センター  
キャラクター  
くまっちちゃん

Q. 消費生活について相談したいときにかける電話番号は？

- ①消費者ホットライン118番
- ②消費者ホットライン188番
- ③消費者ホットライン189番

答えは次のページ⇒

出典：「社会への扉12のクイズで学ぶ  
自立した消費者―」（消費者庁）